

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第5回合併協議会

会議録

郷

日時 平成16年7月8日(水)午後2時~

場所 双海町町民会館 2階 大ホール

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第 5 回 協 議 会 次 第

日 時 : 平成 1 6 年 7 月 8 日 (木) 1 4 : 0 0 ~

場 所 : 双海町町民会館 2 階 大ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 協 議

協議第 1 9 号 各種事務事業 (交通安全関係) の取扱いについて

協議第 2 0 号 各種事務事業 (消防防災関係) の取扱いについて

協議第 8 号 議員定数及び任期の取扱いについて〔継続協議〕

(2) その他

第 6 回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

4 閉 会

伊予市・中山町・双海町合併協議会委員名簿

	氏 名	役職名等	出欠
伊予市	中 村 佑	市長	出席
	小 林 茂	助役	出席
	重 松 囿 右	議長	出席
	日 野 正 則	議員	出席
	岡 田 清 満	学識経験者	出席
	西 岡 義 雄	学識経験者	出席
	安 田 一 江	学識経験者	出席
	中山町	市 田 勝 久	町長
窪 中 修 一		助役	出席
井 上 正 昭		議長	出席
田 中 弘		議員	出席
亀 井 慎 滋		学識経験者	出席
高 橋 敏		学識経験者	出席
上 岡 幸 子		学識経験者	出席
双海町		上 田 稔	町長
	藤 田 稔	助役	出席
	大 石 寿 淑	議長	出席
	岡 田 博 助	議員	出席
	中 嶋 都 貞	学識経験者	出席
	矢 野 鎮 男	学識経験者	出席
	富 岡 喜久子	学識経験者	出席
	顧 問	泉 圭 一	愛媛県議会議員
松 岡 誼 知		松山地方局長	出席

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>定刻になりましたので、ただいまから伊予市・中山町・双海町合併協議会の第5回会議を開会いたします。</p> <p>皆様、ご起立をお願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>開会に当たりまして、中村会長からごあいさつ申し上げます。</p>
中村会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>梅雨はまだあけておりませんが、このところ連日の猛暑が続いておりますが、なかなかご健勝で何よりかと存じます。</p> <p>本日は第5回協議会をご案内申し上げましたところ、泉県議さん、松岡地方局長さんを初め、委員の皆さん方には大変お忙しい中をご参集いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>本日は専門部会あるいは分科会で事務のすり合わせが整いました「交通安全関係」及び「消防防災関係」の事務事業につきましてご協議をいただきますほか、継続議題となっておりますところの「議員定数及び任期の取扱い」につきましても、引き続きご協議をいただくことといたしたいと思っております。</p> <p>また、電算システムの統合につきましては、前回は報告いたしましたような情報化推進審議会を立ち上げまして、早速、今後の基本方針についてのご審議をいただいておりますので、そのことにつきましてもご報告をさせていただきたいと思っております。</p> <p>どうかよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のごあいさつとしたいと思います。皆さんご苦労でございます。</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>それでは、ただいまから議題の審議に入りますが、会議の開催につきましては、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は委員総数21人に対し21人の参加であり、半数以上の委員に出席をいただいておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。また、報道関係者から撮影の申し出がありましたので、許可しておりますことをあわせてご報告申し上げます。</p> <p>なお、規約第10条第2項に、会長が会議の議長となると規定をいたしておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>委員の皆様にお願いがございます。ご発言の際に挙手をいただきましたら、事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、それをご使用いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議題の進行を中村会長をお願いいたします。</p>
中村議長	<p>規約に基づきまして議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>議事に入る前に、会議運営規程に基づきまして、本日の会議録の署名委員さんを指名させていただきます。</p> <p>本日は、中山町の上岡委員さん、双海町の富岡委員さんにご署名をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入らせていただきます。</p> <p>まず、会議資料のその2の方になりますが、まず報告でございます。</p> <p>報告第13号新市情報システムの基本方針についてを議題といた</p>

発言者	議題・発言内容
北岡主査	<p>します。</p> <p>事務局、説明を求めます。</p> <p>それでは会議資料その2の1ページをごらんください。</p> <p>報告第13号新市情報システムの基本方針について。</p> <p>新市情報システムの基本方針については別冊のとおり報告する。</p> <p>基本方針については別冊となりますけれども、要点のみご説明の方をさせていただければと思います。</p> <p>会議資料その2の2ページをごらんください。</p> <p>1番、電算システムの統合について。</p> <p>電算システムの統合に当たっては、住民及び行政双方にとって安全確実な新市への移行を実現するため、次の基本方針により事業を進めることとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、合併期日までにシステム統合が確実に完了できること。 2、リスクは最小限に抑えられること。 3、経費が最小限に抑えられること。 4、職員に過度な作業負担の増加を強いることがないこと。 <p>次に、2番、電算システムの統合の方法ですけれども、新市における電算システムの統合方法は合併期日までに確実に完了できるように、3市町のうち、いずれかの団体の既存システムを拡張する既存システム活用（1団体型）方式とします。</p> <p>（1）ですが、統合する対象業務範囲の明確化。</p> <p>電算システム統合におきましては、統合の対象となる業務を明確にして、合併前に確実にシステム開発を行う必要があります。</p> <p>なお、対象業務は、1、住民情報系システム、2、内部情報系シ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>システム、3、個別システムの3つに大別され、統合作業に漏れがないように分類されたシステムごとに統合作業を進めていくこととします。</p> <p>先ほど申し上げた各システムですけれども、住民情報系システムとは、住民記録や税、福祉など、住民生活にかかわるシステムです。住民の方に密着しているシステムですから、最優先に統合を行う必要があります。</p> <p>内部情報系システムとは、財務会計や給与など、行政運営の中核となるシステムです。</p> <p>個別システムとは建設土木や上下水道など、各部門がそれぞれ事業ごとに導入しているシステムです。</p> <p>お手数ですが、4ページをごらんください。</p> <p>イメージ図の方を掲載させていただいております。</p> <p>住民情報系システム、内部情報系システムについては、住民系物理ネットワーク、いわば内部的なネットワークにて運用されております。インターネットにつながっている外部ネットワークとは別のものがございますので、外部からの侵入は不可能でありまして、重要な情報は守られるようになっております。</p> <p>5ページなんですけれども、こちらの方は新市全体のネットワークイメージを掲載しております。</p> <p>各地域事務所の内部ネットワークを専用線などで結んで情報を共有することとしております。</p> <p>お手数ですが、また、3ページにお戻りください。</p> <p>(2) 既存システムの有効活用についてご説明いたします。</p> <p>既存システムの有効活用とは、3市町の既存システムのうち、い</p>

発言者	議題・発言内容
	<p> ずれかの自治体の既存システムを採用して拡張する方法です。この方法は既存システムを活用するため短期間での作業完了が可能になるとともに、移行時に安定したシステムの稼働が可能になります。 </p> <p> 下記のイメージ図をごらんください。 </p> <p> ー自治体に入っているのは一つの業者だけではなくて、図のようにA市にC社、D社、ほかB市にE社、F社などと複数の業者が入っています。今回の統合におきましては、先ほど申し上げたように業務対象範囲を明確にした上で、その対象業務に対して決まった自治体のシステムを採用していくようにします。 </p> <p> 次に（３）統合システムの選定方針についてご説明します。 </p> <p> 統合システムの選定においては、次に掲げる１から６の基本要件を踏まえた上で合併時に確実に運用開始できることを最優先項目とし、方針を検討することとします。 </p> <ol style="list-style-type: none"> １、本所、支所、出先機関等で分散してデータ入力が可能となる。 ２、４万人以上の住民にサービス可能な性能を有する。 ３、法改正やニーズの変化による機能修正、機能追加等に十分対応できる。 ４、既存情報資産はできる限り有効活用する。 ５、電源障害等の物理的障害に対する対策（保護及び回復）が実現されている。 ６、初期費用、運用費用がより安価になる構築、運用方式である。 <p> 選定方針については、また、審議会を開催して審議をしていただく予定としております。 </p>

発言者	議題・発言内容
	<p>以上が基本方針の説明ですけれども、基本方針に対し審議をいただいた第1回審議会について6ページの方に掲載をしております。</p> <p>第1回の審議会は、去る7月2日金曜日に開催されまして、11人の全委員の皆さんの出席を得ました。審議内容につきましては、新市情報システムの基本方針、電算システム統合計画書案、これについて次の2つの条件を付した上で適当と認められました。</p> <p>1つは内部情報系システムに関する記述の一部訂正。</p> <p>2つ目はセキュリティについては、より具体化された段階において審議会からの意見を聴取するという2点です。</p> <p>主な意見についてですけれども、まず選定方針について合併までの期間を考えると、どこかの市町のシステムを拡張せざるを得ない。経費的にもその方が安く、構築できるのではないかと。まずは対住民サービスを最優先として着手し、その後にネットワークを整備する必要がある。</p> <p>セキュリティ面についても多くの意見がございまして、システムをいかに強固にしても、セキュリティ面で最も問題になるのは、それを扱う人である。人づくりを忘れないようにしていただきたい。ネットワーク化することで利便性が向上するが、これは情報漏えいの危険性をはらんでいる。</p> <p>そういったことも危惧されるため、住民情報系システムは専用線等を使った閉じたシステムで構築していただきたい。重要な個人情報を扱うので慎重に行っていただきたい。しっかりしたセキュリティポリシーを策定することが求められるという意見がありました。</p> <p>その他、新市においてもホームページを有効に活用するなどして</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>情報公開を図っていただきたい。</p> <p>今後、情報化を推進することによって利便性が向上するが、情報機器を操作できないために恩恵を受けられない人への配慮を十分に行っていただきたいというような意見がございました。</p> <p>以上、基本方針についての報告を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告第13号につきまして、ご質問、ご意見等を受けたいと思います。</p> <p>はい、岡田委員。</p>
岡田（博）委員	<p>要望ということになりますが、2ページの上の括弧で囲っている分ですが、4番に職員に過度の作業負担の増加を強いることがないこととありますが、今のスケジュールどおりにいきますと、2月の通常の税務行為をしながら新しいシステムにならないかという過程が生じようと思いますが、そういうことで職員も十分配慮したやり方を要望しておきます。</p>
中村議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>この点について事務局から答弁できますか。</p>
事務局	<p>十分そういう配慮をしたいと思っておりますので、よろしく願いします。</p>
中村議長	<p>田中委員さん。</p>

発言者	議題・発言内容
田中委員	<p>1つ気になっておりますのが、選定の方法ということが一番気になろうかと思っております。といたしますのが、既存のシステムそれぞれに1市2町の中へ入っている中で選ぶということ、この表現の中では出ておりますけれど、いろいろ聞きます中には一つの業者の中の選定を基軸とした中での適用ではないかという懸念を持っておりますとともに、もう一つは前の回にも申しましたんですけれど、ことお金にかかりますことですので、それぞれの競争原理の中で、それぞれの多数の業者の中で、それぞれの考え方なり予算の関係、それを見た中でやっていただきたいということです。</p> <p>それともう一つ考えますことは、今の既存のシステムを利用する場合には、いろんな競争原理の中で競争なり、仕様書なり、見積もりをした中で出してもらいたいということ。</p> <p>それからもう一つは、一番私が危惧しておりますことは、すべての電算システムにつきましても時間がないということで焦ってまいりまして、ああいう結果になりました。しかし、今回の様子を見ておりましても、合併期日までに最低住民情報系システムの稼働をしたいということの基本の上に今の既存システムの活用ということが原点に出ていると思います。</p> <p>しかしながら、今の段階で新たな方向、また、最初から目的としておりました電子自治体の確立のために、改めて多少住民に、合併当初に住民票をとるために、もとの旧市町村の中でとらないけんといった制約が出てくるかもしれませんが、かえって、焦って後に間に合わすことにするよりは、私自身といたしましては、それぞれに住民に迷惑をかけましても時間をかけた中で、新しい方式の選定を</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>した中でいくのがよかろうかという感じもしています。</p> <p>そこら辺2つの方法なり、いろいろあろうと思います。そこら辺を現在の流れの中では既存のシステムを使うということが大きな前提の中で審議会の方で出ておりますけど、私はそれに対しまして、もう一度原点に戻った中で、果たして多くの不透明な、現在でいいますと、私の感じといたしましては不透明な中での選考の仕方になるかと思しますので、透明にした中での選考をし、また、そういった中で住民の理解を得る中で、多少住民の方に迷惑かけても新しいシステムの構築のために時間をかけてゆっくりと選択するのが将来のためにはよかろうかという感じもしておりますので、そこら辺、いろいろ見方があると思っておりますけど、どうなんでしょうか。</p> <p>前段、私の方から若干答弁をさせていただきますけれども、いわゆる住民系のシステムは合併にあわせなければじゃなく、合併してきてもいいかなということには私はならないと思うんですよ。そのことだけは、ちゃんとこの合併の、これが基本でございますので。ただ、作業がおくれたからということではなしに、いかなる状態にしても住民系の関係の構築はしなければならないということだけはひとつ基本に置いてもらいたいと思うんです。</p> <p>ただ、あなたがおっしゃるように、いわゆる業者を選ぶ場合に、いわゆる競争の原理が働かないじゃないかということをおっしゃるわけですけど、このことも、現行の既存システムの統合でありますので競争の原理を働かすべき業務ではないということで、審議会の皆さん方が、いかに安く、しかも、そのことが住民の理解が得られるためのご意見を賜るというのが、この審議会でございますので、</p>

発言者	議題・発言内容
<p>電算分科会</p> <p>向井会長</p>	<p>そのあたりだけはひとつ、これでまだ競争入札をされるということには、私はならないと思うんです。そのことだけはちょっと基本的なことを認識してもらいたいと思うんですが。</p> <p>あと、ちょっと補足してください。</p> <p>今、議長さんがおっしゃられましたように、新市発足後、住民票を例えば元中山町さんの市民の方が中山町でしか出ないというふうなことにはできませんし、なおかつ、例えば住民票のシステムにのっかっております税のシステムなんかにおきましては、住基の統合ができてないと税額の計算もできないというふうなことにもなっております。じゃ、税金も今のまま伊予市、中山町さん、双海町さんのままの金額でいけばいいじゃないかというふうにおっしゃるかもしれませんけれども、そういったものについても税法上できない部分が多々あります。</p> <p>したがって、合併期日までには少なくとも、この基本方針でお示ししております業務につきましては統合する必要がある。そういう大前提のもとに私ども電算分科会部会におきまして基本方針を策定いたしまして、審議会でご審議いただきました。</p> <p>この内容につきまして、基本に戻ってというふうにおっしゃいましたけれども、私どもは基本にのっとった形でこういう形を策定させていただきました。それにつきましては、この場でもう一度原点に立ち返ってというふうなお話は、私は違うのではないかとというふうに個人的には考えております。</p> <p>以上です。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	はい、どうぞ、田中委員。
田中委員	<p>先ほどからお伺いしておりますのは、過去のことは言うたらいけんと思えますけど、例えばO E Cが9億8,000万とダントツに単価は高かったし、評価点すべて別段悪かったと。</p> <p>そういった中での選考する可能性が出てくるということは、仮に私どもが家を建てる場合でも最初契約して建てよったけど、やっぱりそこはいかんと。そん中で見積もりを全部とったが、一番高いところへいけんけん、技術的にも信用できるということで二番手になったと。しかし、それができんために、そしたらどんなことをしてでも間に合わせでもやろうかと思うときに、そうは言うが腕もちょっと信用がないし、値段も高いが、果たしてそこへ任せるかなというところを個人個人の考えになったときに、私はそれが果たしてええか。それとも、またそのために家へ入るときが遅くなるよと。しかし、そのときに遅くなってでも、一生この家に住むためには技術的にも價格的にもちょっと遅れてでも、不便なことがあってでもやろうかという考え方があろうかと。</p> <p>そこら辺を自分自身の立場となったときに、その新市の中で最低限住民情報のサービスをすることが基本だろうということも一つにあると思えます。</p> <p>しかし、そういった住民の一番の不安がお金に対しての税金の使い方に対する不安と、また、今言いましたように最初のサービスができんという不安と両方あると思えます。そういった中で、どちらを共用するなり、許してもらえらる中で判断するということも、やっぱり見方としては大事なことはないかという、また大きな意味か</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ら考えた場合には、私はそういった方が考えなり、判断の仕方、状況が変わった中での過去の流れを変えるというのも一つの方法だけではないかと思っております。</p> <p>このことについて、事務局答弁できますか。</p> <p>今回の私たち、1市2町でのいわゆる選定の中で、いわゆるNECを選んだ経緯は、これはいわゆるそれぞれの町、そして施設をつなぐ、いわゆるシステムがすばらしいということで、これを選んだ経緯があったことは、私は間違いはないと思っております。</p> <p>しかし、そのことがかなわない中で、今回は白紙に戻したわけですので、そういう中で今一番大事な住民情報系システムをつなぐためには、やはり現状の中でどのソフトを使うのがいいのかということにかかっていると思うんですよ。ですから、そのことが将来、新市のIT化の中で問題が起こるということに私はならないんじゃないかと思うんです。それはなっちはいかんということがあって有識者のご意見を聞けるわけですから、できるだけ重複しないような方法で、しかも、将来のそういう構築ができる方法はどういうことがいいんだろうかなという作業を今進めておりますが、もう一遍そこでお互いが競争し合っているということには、私はならんんじゃないかなと思うんです。</p> <p>後は、いわゆる光ファイバー等のケーブルにつきましては、新しい中で大いに競争しあってもいいんじゃないかと私は思うんですよ。それは第2弾だということを忘れないようにしてもらいたいなと思うんです。</p> <p>はい、小林委員。</p>

発言者	議題・発言内容
小林委員	<p>今事務局の方で説明、今まで説明した内容といいますのは、新しく構築するのではない、今の既存で動いているシステムの中へどれか、どれかわかりませんが、それに合わせていくということで進めなんたら、現実的に安全、安心というふうな、スタート時点で安全に稼働できるかどうかというふうなこと、これは審議会でも論議を、意見を言われたんですが、そういうシステムの中をやっていくという新しい電子自治体については審議会の意見も聞きながら、補助制度なんかも利用して構築していこうというふうな二段構えでございますので、そこを新しく全部やってしまうというふうな考え方ではないわけで、今動いているのにあわせていくと、どれかにあわせていくという、これが一番安全ということで選択をしているわけでございます。</p>
中村議長	<p>はい、高橋委員、どうぞ。</p>
高橋委員	<p>田中委員さんが言っておられるのは、事務局の基本、それと田中委員さんの基本、これ両方あると思うんですよ。事務局の今の説明での基本というのは、どっちにしろ4月1日から動くものに対して基本的に稼働しなければならないというところが基本。これは法定協議会で決定したことでありますので、それは基本なんですけど、この電算に関して、プロポーザル方式で一応動き始めて崩れたと。その判定に対して、それが今度また基本があるんですよ。</p> <p>だから、今度こういうふうに既存システムを利用するということに対して、そしたら今までやってきたものから、これに移った、そ</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>したらどういふうになるかと、金額的にも、事務的にも、機能的にも、そういうのがはっきり見えた時点で、皆さんは、そうかということになるかと思うんですよ。</p> <p>ただ、私たちが聞いて判断するには、事務的に4月1日から動かさなければいけない住民情報系システム。これを動かすためには、もう時間がないから既存システムのどれかに統合するということがわかってないと。だから、その中身が住民に対して、そしてたらプロポーザル方式では田中委員さんが言うように非常に高い、金額的にも高かったと、それで判定も低かったと。もし、それに統合された場合には、どういふうに住民に説明するんだろうかと心配になるわけです。</p> <p>だから、一応統合するというのは、これは結果的にしょうがないと皆さんは理解されているわけですから、その前が見えるような説明をしていただきたい、統合するときに、どこに統合するかは知りませんが、前が見えさえしたら、議会説明でも恐らくちゃんと説明できるはずですから、それをお願いしたいと思うんですよ。</p> <p>結果的には恐らく大体皆さん予想されているとおりのところへ統合されるんだと思うんですけども、それでも前が見えなかったら、議会でこちらに出てこられている人に質問があったときに、さあということではいかんわけですから、そこら辺はよく理解していただきたいなと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>それが今金額的に出せないんですよ。</p>

発言者	議題・発言内容
<p data-bbox="312 320 427 349">高橋委員</p> <p data-bbox="312 454 427 483">中村議長</p>	<p data-bbox="512 320 751 349">はい、わかります。</p> <p data-bbox="483 454 1337 685">それが出せるんだったら具体的に説明しますけれども、この中でそれぞれの町が持っているソフトなりを、どの項目はどこを使うか、それぞれ私は庁舎があって、そこを使うことになると思うんです。</p> <p data-bbox="483 723 1337 1559">ですから、そこらへんを含めまして、その選び方がこれからの問題でありまして、それから後のつなぐことにつきましては、当面は恐らくNTT等のいわゆる回線を使わざるを得んと思いますけれども、将来は双海、伊予間はどうしても光ファイバーで構築していかないかん。これは補助金なり、特例債なり活用して、できるだけ安い方法でやっていくであろうと思いますけれども、今のソフトなりのつなぎは、今まであるものをできるだけ活用して、お互いの持ち出しが少ないような方法。やはり伊予市が一番人口多いですから、それは伊予市の資料を使うのが多いと思います。しかし、双海町、中山町も今日まで頑張ってきた経緯の中で、その形式を使う方がベターだということも私も当然あるだろうと思うんですよ。その辺を有識者の皆さん方のお知恵をかりて決めていきたいということである、そういうふうに認識してもらったと思うんですが。</p> <p data-bbox="483 1597 1337 1827">だから、今のところ金額が何ぼで、どういうふうに安くなります、OECが、愛媛電算が、NECがということについてもわからない。どの部分をどの範囲使うかということが、まだこれからですから。</p> <p data-bbox="512 1865 831 1895">はい、どうぞ、高橋委員。</p>

発言者	議題・発言内容
高橋委員	<p>この電算システムで一応業者選定をするときには、これは首長さんの相談で後に協議会に報告ということになっとるのかなと思うんですが、そこだけ確認しておきたいんですが。</p>
中村議長	<p>和田局長。</p>
和田局長	<p>前回にもご説明申し上げましたように、この事業は3市町の共同事業でございますので、そういう意味で最終的な責任者は3首長にございますけれども、当然住民の方にも関係の深い事業でありますから、必要に応じて協議会にも報告をさせていただく。</p> <p>また、最終的には議会の承認を得て、予算の議決をもらって事業をするということで、事務事業でありますので、制度上は議会のチェックを受けながら進めるということになるかと思います。</p>
中村議長	<p>高橋さん、どうですか。</p>
高橋委員	<p>一応首長さんの協議で初めは動くんじゃないですか。これは一応予算の問題ですが、もちろん議会の承認は要るんですが、そういうふうに聞いたんですが。あと報告で上がってきますよね。それで協議をして、訂正があるようなことだったら訂正するんじゃないかと思うんですけど。ちょっと違うのかな。</p>
和田局長	<p>これは3市町の共同事業でございますので、最終的な責任、当事者は3首長でありますけれども、当然大きな事業でありますから組織的にやっていきます。それぞれの重要度に応じて権限の配分を受け</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>た者が執行していくということで、協議会には、ここまで協議でお世話になっておる、また、公開で住民の方にも公表できる場である、そういうような趣旨で必要に応じて報告をさせていただきたいと考えております。</p>
中村議長	<p>田中委員さん、どうでしょうかね。十分腹入れはされてないかもしれないませんが、何か発言がございましたら。</p>
田中委員	<p>やはりいろいろな考え方の中で、最初にすべてを稼働するために無理をしていくか、それともゆっくりと時間をかけて、二、三か月おくてもやっていくかという、その判断の違いだけだと思っております。といいますのが、当初の目的であった電子システムすべてのものがおくれたために、これだけの住民系だけをたちまちやろうということだけでありまして、ほかの下の個別システムとか、内部情報システムにつきましては多少おくれるのではないかと思っておりますし、説明を聞きましてもおくれるようです。</p> <p>しかし、そのときにだけ、住民系だけ無理をしてそこでやるのかと、住民サービスのためにということと、私がこだわりますのは、やはり公明正大の中でやっていくのが大事ではなからうかと思っております。</p> <p>それからもう一つ、先ほど小林委員さんがお話をした件なんですけど、確認をさせていただいたらと思うのは、たちまち情報系システムで基本システムだけ今はやっていきます。しかし、今度合併した中で電子システムについてはもう一回仕切り直しをした中で決めていくというのか、それともいろいろ聞きますと、そのまま随契で</p>

発言者	議題・発言内容
電算部会	<p>入るといような形も聞いております。</p> <p>そこら辺、意見の統一のはっきりした話をお伺いしたと思うんですが、聞くところによって随契でいくとか、また仕切り直しをするとか、それぞれの発言によって変わっておりますので、今の考え方を統一した中でお聞きをしたいと思います。</p>
	<p>中村議長</p> <p>事務局は統一した見解はまだ出してないと思うが、どうなんでしょう。</p>
	<p>向井会長</p> <p>今委員さんがおっしゃいましたように、今回の合併期日までに統合というふうな形で精査しております業務の種類というふうなものにつきましては、住民の皆様と直結する部分、ご迷惑をおかけしない部分というふうな形での業務精査をいたしております。</p> <p>今後もその内容につきましては精査を進めていく予定ではございますけれども、ただ、新市発足後に新たに例えば電子自治体の部分というふうな形を構築するというふうな場合があったとして、その内容につきまして随契になるかどうかというふうなことにつきましては、この場ではわからない部分ではございますけれども、実際問題としましては全く別システムとして稼働する可能性が高いですので、その時点で同じ土俵の中でご理解いただけるような内容での業者選定というふうな形を考えておりますので、必ずしも随契になるのかならないかというふうなことではございません。</p> <p>その採用する業務、業務によりまして、業者選定の方法というのは、多々変わってこようかと思っております。もちろん入札になる場合も</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ございます。</p> <p>以上です。</p> <p>どうでしょうかね。この個別系なんかは、それぞれまだいろいろ種類も使っていると思うんですよ。</p> <p>はい、田中委員</p>
田中委員	<p>それぞれの市町村の中でも1社だけがすべてをカバーしとるんじゃないしに、2社といったことで大体カバーしていると思います。それはわかるのですが、そのために今言いました、どちらでもとれるような感じの中に入れておりますので、随契で、今度出てくる話の予想としては二重投資になったらいけんけん、これでいくぞという話の方が前へ出てきそうな感じもしますし、いろいろ考え方によって、とり方によって、いろいろ解釈も変わってくると思いますが、今の説明によりますと、そこらはどっちにでもなるなということでもわかったようでわからないような感じですけど、いろいろ私が言ってもいけませんけど、考え方の中ですべてを処理して、運用してどこへやっていくか。時間をかけて住民サイドにも納得していただいた中でお金も使うものですし、また、金額的にも2億3,000万なり、そういった多額のお金になりますので、そこを理解を得るためにどの方法がええかなということをお自身も迷っておりますし、焦って泥縄でいくよりは、ゆっくり時間をかけた中で将来の禍根を残さんためにはという考え方を持っております中で意見を述べさせていただきました。</p> <p>以上です。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>田中さんのご意見は皆さんお聞きしていただいたものと思いますし、合併後の問題についてでございますので、どうか事務局はこのことを引き継いで、できるだけ透明に、しかも、住民に負担が少ないような方法で対応していくべきであろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>ほかにご意見ございますか。</p> <p>はい、どうぞ、事務局。</p>
電算分科会	
向井会長	<p>今の委員さんのお話の中で1点だけ訂正をさせていただいたらと思うんですけども、先ほど事務局の方からご説明いたしましたように、今回の対象業務範囲の内容につきましては2ページに提示をさせていただいておりますように、住民情報系システム、内部情報系システム、個別システムというふうな形になっております。</p> <p>したがいまして、今の段階では住民情報系システム、統合だけというふうなことではございませんので、その点だけ確認をさせていただいたらと思います。</p>
中村議長	<p>委員さんがおっしゃるのは、それも急がないでもいいんじゃないのかとおっしゃるんだけど、そのことについては合併までにやるんでしょう、統合を。</p> <p>大石委員さん。</p>
大石委員	<p>話がややこしくなってちょっとわかりにくいので整理してお尋ね</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>したいんですが、まず今回やろうとするものは、現在、各市町にある電算システムを統合しようと、差し当たり合併に必要最小限のものをそろえようということでしょう。</p> <p>次の段階として、全体的なといいますか、総合的な電算システムを構築するということ。いわゆる二段構えで、今回と次の説明に事務局ありましたように別の業者になるかもしれんし、同じ業者になるかもしれんというようなお話もありましたが、いわゆる別と考えていいんでしょう。今回と次の段階は。</p> <p>そのとおりなんです。</p> <p>ここで決定する事項でもございませんので、報告として基本方針に基づいて進めさせていただきますので、どうぞひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思いますし、情報はどんどん出していきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>次へまいります。</p> <p>次は会議資料、もう一冊の協議に入ります。</p> <p>協議第19号各種事務事業（交通安全関係）についてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明を求めます。</p>
久保次長	<p>お手元の第5回会議資料1ページをお開きください。</p> <p>各種事務事業（交通安全関係）の取扱いについてご説明をさせていただきます。</p> <p>この件につきまして分科会、専門部会及び幹事会で協議調整されたものを提案するものでございます。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>各種事務事業（交通安全関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。</p> <p>記以降でございますが、各種事務事業（交通安全関係）の取扱いについて。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、交通安全推進協議会及び交通指導員については、合併時に統合する。 2、交通安全啓発事業については、新市において調整する。 3、交通安全施設については、合併時に伊予市の例により調整する。 4、交通安全用具の支給については、合併時に調整する。 5、交通傷害保険については、合併時に中山町、双海町の例により調整する。 <p>続きまして、附属資料について簡単に説明をさせていただきます。</p> <p>別とじでございますが、横長の第5回会議附属資料をお開きください。</p> <p>1ページですが、まず、交通安全推進協議会でございますが、交通安全の保持を図るため3市町それぞれ活動を行っております。</p> <p>このことにつきましては、具体的な調整内容にありますように交通安全県民総ぐるみ運動実施要綱に基づきまして、各種交通安全対策を推進していくためにも合併時に組織を整えなければならないということであります。</p> <p>活動内容につきましては、交通安全県民総ぐるみ運動実施要綱に基づき、新市の実情に応じた活動をするをいたしております。</p> <p>組織構成につきましては伊予市を参考にし新たな組織を整えまし</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>て、理事については市全体で交通安全対策を推進することから、各種団体長等を選任するといたしております。</p> <p>詳細につきましては合併に対する各種団体の対応を考慮に入れ、検討するところでございます。</p> <p>また、交通安全対策会議を設置しているものは伊予市のみでございまして、新市においても関係機関、団体などが相互に緊密な連絡を保ち、効果的な交通安全対策を充実、推進するために必要があるということで、合併時に伊予市の例により交通安全対策会議を設置するとともに交通安全計画を策定するといたしております。</p> <p>2ページをお開きください。</p> <p>交通指導員につきましては、年間を通じまして交通秩序の保持及び交通事故の防止に努められております。</p> <p>交通指導員の人員ですが、伊予市では32人、中山町では13人、双海町では15人とそれぞれ異なっておりますので、具体的な調整内容としまして、合併時に統合しまして、任期は合併時から2年とし、現在の交通指導員を再委嘱できることといたしまして、最初の2年間は現在各市町で定めている人数60人で活動し、新市の活動状況を考慮に入れ、次任期のときに調整するといたしております。</p> <p>委嘱については、市の交通安全協会支部長の推薦するもの及び市長が特に交通安全の推進に熱意を有し、適任と認めるものの規約を適用するということで、伊予市の例により調整するといたしております。</p> <p>3ページをお開きください。</p> <p>交通安全啓発事業につきましては、3市町それぞれの地域で啓発</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>活動を行っております。</p> <p>具体的な調整内容は、基本的には県の交通安全県民総ぐるみ運動実施要綱に基づいて活動しますが、交通事情が地域によって異なりますので、それぞれの地域に応じた活動を展開していかなければならないといたしております。</p> <p>街頭指導につきましては、交通安全の日の毎月20日と春、秋、年末の3回、交通安全期間中に実施するといたしております。</p> <p>4ページをお開きください。</p> <p>交通安全施設につきましては、道路交通の安全を図るための施設整備、維持管理の目的で3市町事業を行っております、いずれも交通違反反則金を交通事故件数に応じて国が交付する交通安全対策特別交付金で、反射鏡、ガードレール、区画線、標識などの設置、管理に要する費用に充当されております。</p> <p>具体的な調整内容としまして、車社会の現在、交通事故防止は国民すべての願いであり、予算の許す範囲で整備を行いまして、内容の充実している伊予市の例により調整するといたしております。</p> <p>また、道路交通安全上必要な施設は整備し、交通安全特別交付金に基づいて予算を計上し、事業を実施するといたしております。</p> <p>次に、交通安全用具の支給につきましては、伊予市のみ登校半旗、黄色い帽子、サイクルキャップを支給しております。</p> <p>具体的な調整内容につきましては、交通安全用具を支給することは交通安全思想の普及徹底につながるため、今後も継続する必要がありますが、こじかクラブワッペン、手帳は県の補助がなくなりまして、取扱業者も大量の注文がないと製造しないことから支給を中止するといたしております。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>また、黄色い帽子は小学校新入生に支給、サイクルキャップは中学校新入生に支給、登校班旗は希望があれば小学校に支給するといったしております。</p> <p>5ページをお開きください。</p> <p>交通傷害保険につきましては、加入する保険会社等が異なっております。伊予市では民間の保険会社、中山町、双海町では交通災害共済組合に現在加入しております。内容につきましても加入資格、掛け金などの差異がございます。</p> <p>具体的な調整内容としまして、交通災害に遭われた方々の経済的な負担を少しでも軽減するため、地域においても取り組む必要がある。事故認定の専門性及び見舞い金額の増加による財政負担の軽減をするため、組合もしくは民間保険会社に加入するといったしております。</p> <p>また、他保険より掛け金が安い。交通事故証明が得られない場合は、申立書で可、むち打ち症も見舞金の対象となる。航空機、船舶事故も見舞金の対象となる。他保険と比較し、見舞い金が若干多い。他保険より掛け金が安いという理由によりまして、双海町、中山町の例により市町村交通災害共済組合に加入するといったしております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局からご説明がございました協議第19号交通安全関係について、皆さん方のご意見を伺いたいと思います。</p> <p>岡田委員さん。</p>

発言者	議題・発言内容
岡田（博）委員	<p>またまた要望でございますが、資料の1ページにもありますように各種団体の協力を仰ぐという部分がありますが、それにつきまして各種団体と密に協議して一緒にやりましょうという確約とか、そういうのをしていただきたいと思います。</p>
中村議長	<p>はい、事務局。</p>
久保次長	<p>確約といいますと、ちょっと今後新市においてですので難しゅうございますので、今後そのような市民全体で交通事故防止に努めようということ呼びかけていきたいというふうに思っております。</p>
中村議長	<p>岡田さん、ああいう解釈ですが。 はい、どうぞ。</p>
岡田（博）委員	<p>はい、結構です。</p>
中村議長	<p>ほかにございませんか。 別段ないようでございますので、この協議第19号について皆さんの確認をとりたいと思いますが、原案どおり確認していただけますでしょうか。 (「異議なし」の声あり)</p>
中村議長	<p>ありがとうございました。確認させていただきました。</p>

発言者	議題・発言内容
久保次長	<p>次に、協議第20号各種事務事業（消防防災関係）についてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明を求めます。</p> <p>続きまして、2ページをごらんください。</p> <p>各種事務事業（消防防災関係）の取扱いについてご説明をさせていただきます。</p> <p>この件につきましても分科会、専門部会及び幹事会で協議調整させたものを提案するものでございます。</p> <p>各種事務事業（消防防災関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求めます。</p> <p>記以降でございますが、各種事務事業（消防防災関係）の取扱いについて。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、消防団の組織については、合併時に調整する。 2、伊予市、中山町及び双海町の消防団員については、すべて新市の消防団員として引き継ぐものとする。 3、任用、退職、分限、懲戒については、合併時に伊予市の例により調整する。 4、消防団諸行事については、新市において調整する。 5、消防施設等については、新市において調整する。 6、災害対策本部については、合併時に調整する。 7、災害時の相互応援支援協定については、新市において速やかに再締結をする。 8、地域防災計画及び水防計画については、新市において速やかに制度を制定する。

発言者	議題・発言内容
	<p>9、防災会議については、合併時に伊予市の例により調整する。</p> <p>10、水防協議会は合併時に廃止する。</p> <p>続きまして、附属資料について簡単に説明をさせていただきます。</p> <p>先ほどの6ページをごらんください。</p> <p>消防組織機構でございますが、伊予市は4分団、中山町は6分団、双海町は7分団でございます。1つの分団の団員数が定員ではございますが、伊予市では87名から117名、中山町では28名から43名、双海町では32名から33名と異なっております。</p> <p>各分団の構成でございますが、副分団長は双海町はございません。部長は伊予市のみ構成となっております。</p> <p>具体的な調整内容としましては、新市の消防団組織は伊予市の消防機構が適当でありますので、伊予市を現状維持で4分団、双海町を2分団、中山町を3分団とし、合計9分団といたしまして、消防団員数は現状維持とするをいたしております。現員数は852名でございます。</p> <p>組織につきましては、団長1名、副団長3名、分団長9名、副分団長9名、部長、班長、団員、女性団員といたしております。</p> <p>なお、双海町では役場消防班20名おりますが、役場消防班は解散し、分団に配属するをいたしております。</p> <p>組織図の説明ですが、7ページをごらんください。</p> <p>この図は新市の組織図となっております、上から順に市長、団長、副団長といたしまして、市長と団長の間に消防本部がございます。</p> <p>副団長につきましては各市町から1名選出するをいたしております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>す。</p> <p>各分団ではございますが、伊予市では分団を現状維持の4分団としまして、双海町では第1、第2、第3、第4分団を5分団に、第5、第6、第7分団を第6分団とし、中山町では第1、第3分団を7分団に、第2、第4分団を第8分団に、第5、第6分団を第9分団にいたしておりますが、各詰所につきましては現状のままでございます。</p> <p>新市の第5分団から第9分団の部長ですが、この人数は9の分団に1名ずつ配置しております。</p> <p>班長につきましては現状のままとなっております。</p> <p>8ページをごらんください。</p> <p>ここでは任用、退職、分限、10ページに懲戒を3市町の現況を掲載しております。任用につきましては、中山町と双海町では勤務する者も任用の対象となっておりますが、該当者は今までにないようでございますので、具体的な調整内容としましては、任用は消防団の推薦に基づき新市長が任用する方式で適当であるため、伊予市の例により調整する。</p> <p>退職につきましては、伊予市のみ条例に登載されておりますので、条例化するのが適当であるため、伊予市の例により調整する。</p> <p>分限、そして10ページの懲戒なんですけれども、同様、条例化するのが適当であるため、伊予市の例により調整するをいたしております。</p> <p>続きまして、10ページをごらんください。</p> <p>消防団の諸行事につきましては、3市町とも年間を通じましてそれぞれ行事を行っております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>具体的な調整内容としましては、消防団諸行事で辞令交付式、新入団員初任教育訓練、水利調査、土砂災害危険箇所調査、操法大会、夏期訓練、消防防災訓練、火災防御訓練、年末特別警戒、出初式、これにつきましては伊予市、中山町が1月に実施しておりますので1月実施としております。定例幹部会は随時でございます。</p> <p>その他行事は消防団幹部、副団長以上で協議決定するといったしておりますが、新市において早急に行われる行事は合併時に調整しておくといったしております。</p> <p>11ページをごらんください。</p> <p>消防団役員等研修でございますが、伊予市のみ行っておりまして、この研修会は廃止するといったしております。</p> <p>12ページをお開きください。</p> <p>消防施設等でございますが、現況としまして消防団詰所は、伊予市26か所、中山町6か所、双海町9か所、現在ございます。消防車両につきましては、本団を初め、各分団に配置しております。</p> <p>具体的な調整内容としましては、消防団詰所及び消防車両は当面現状維持で、新市において配置及び建設計画書を策定し、計画的に進めるといたしております。小型動力ポンプ積載車については県補助事業で行っておりますが、負担割合、負担先について新市において検討するといったしております。</p> <p>13ページをお開きください。</p> <p>このページにつきましても消防施設等で防火水槽、消火栓の現況を掲載しておりますが、3市町とも差異がございますが、具体的な調整内容としまして、消防水利の設置は地域の要望及び消防施設整備計画書に基づき計画的に設置する。設置費については、適用する</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>補助事業費を使用するといったしております。防火水槽及び消火栓の設置については、地元負担金を徴収するが、割合については新市において検討するといったしております。</p> <p>14ページをお開きください。</p> <p>災害対策本部につきましては、3市町の地域防災計画に記載しておりますが、細部に違いがあるため、合併時に新たに新市の実情に適用できる災害対策本部を創設するといったしております。</p> <p>15ページをお開きください。</p> <p>災害時の相互応援支援協定につきましては、具体的な調整内容に掲載しておりますように大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため市町相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とするため必要であるということで締結してありまして、新市においても早急に再締結するといったしております。</p> <p>次に、地域防災計画でございますが、15ページから17ページに掲載しております。</p> <p>まず15ページですが、3市町とも編集年が違いますが、新市におきましても当然必要でございまして、具体的な調整内容にもありますように地域防災計画書は新市の組織体制、地形、気象、風土にあった計画書を新たに策定しなければいけないが、県との協議が必要のため調整をしながら、新市において速やかに地域防災計画書を策定するといったしております。</p> <p>16ページをお開きください。</p> <p>防災組織につきましては地域防災計画によるものですが、伊予市は地震発生と風水害等に非常配備態勢に分けておりますが、中山</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>町、双海町では段階的に配備態勢にしております。このように3市町の差異がございまして、伊予市のように地震発生時の非常配備態勢と風水害等に対する非常配備態勢に分離した方が災害時の対応が迅速に対応できることから、具体的な調整内容としましては、防災組織は伊予市の配備態勢計画の災害種類別の防災組織体制にする。</p> <p>また、防災組織体制は新市の組織体制にあった配備態勢とするが、この防災組織体制は地域防災計画書内で策定している。計画書は県との協議が必要なため、調整をしながら早急に地域防災計画書を策定するといったしております。</p> <p>17ページをお開きください。</p> <p>水防計画でございますが、3市町とも水防法第4条に基づき愛媛県知事から指定された指定水防管理団体たる市長が同法第25条の規定に基づきまして、市町の地域に係る河川または海岸における高潮、洪水等の水災等に対処し、その被害を軽減することを目的としまして策定しております。</p> <p>また、水防については消防団が水防団を兼務しておりますので、水防計画に基づいて活動しております。</p> <p>具体的な調整内容としましては、水防計画については地域防災計画書で策定する。このため県との協議が必要なため調整をしながら、新市において速やかに水防計画書を策定するといったしております。</p> <p>重要水防区域の指定は、現行どおりとするでございます。</p> <p>18ページをごらんください。</p> <p>防災会議につきましては、3市町ともそれぞれ組織が異なりますので、新市においても必要なことから設置しなければならないとい</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>うことで、具体的な調整内容としまして、伊予市の例により新市の組織体制にあった防災会議を設置するをいたしております。</p> <p>19ページをごらんください。</p> <p>水防協議会につきましては、地方分権法による任意設置となっているため水防法第25条に基づき廃止し、防災会議に一本化するをいたしております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
中村議長	<p>ただいま事務局から消防防災関係についての事務事業についての説明をいただきました。この件について、ご質問、ご意見等を受けたいと思います。</p> <p>岡田委員さん。</p>
岡田(博)委員	<p>ことはこれ人命、財産に関する消防防災のことですので、協議する時間が少し欲しいんですが、継続協議にはしていただけないでしょうか。</p>
中村議長	<p>どうぞ、事務局。</p>
久保次長	<p>その継続内容とする内容を少し教えていただけませんか。</p>
中村議長	<p>中嶋委員さん。</p>

発言者	議題・発言内容
中嶋委員	<p>交通安全指導員関係につきましては、現状で2年間経過措置をとられておるようでございます。この消防の組織については、即このように編成替えが計画されているようでございます。これは現場では命はった組織でございますので、十分現場と煮詰めてみないと、私どもでは今の時点でこれについて見解をはっきりすることはできかねております。</p> <p>以上でございます。</p>
中村議長	<p>あんなご意見がございましたが、事務局、どうぞ。</p>
久保次長	<p>この件につきましては、合併時に調整するという基本方針がございます。</p> <p>今出しました消防団の組織については合併時に調整するということで、この方針を確認していただいたら、今後、それぞれの消防団関係等ございますけれども、その消防団のご意見を踏まえて、今後この調整をしていきたいというふうに考えておりました、まず、皆様方にお願ひしますのは、その調整方針の分を確認していただいて、事務サイド、これから今後詳細に詰めていこうというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
中村議長	<p>はい、どうぞ、中嶋委員さん。</p>
中嶋委員	<p>通常の事務関係でしたら私はそれで結構だと思うんですが、やはり物によってはプロセスを間違えると大変なことになる場合があります</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ます。こういう現場組織にかかわることについては、方針を出す前に、私に言わせれば、やはり話し合っって意向を尊重しながら方針を決めていく。そうしないと現場は動かないと思いますよというおそれを私は持ちます。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	はい、亀井委員さん。
亀井委員	これどなたと打ち合わせしたんですか。消防団関係全部打ち合わせしとるんじゃないんですか。
中村議長	はい、どうぞ。
久保次長	<p>この件につきましては、各消防関係の職員、そして担当職員が分科会あるいは専門部会等で協議しまして、幹事会を通しまして今回の提案となっております。ですから、消防団には話はしておりません。</p> <p>ですから、大きな方針、先ほども言いましたように、調整方針をいただいて、今後、消防団とのご意見を踏まえながら調整をしていきたいというふうに考えております。</p>
中村議長	ここで決める方針だけを皆さんにご了解をいただきたいということですので、ここで数をどうするかというふうなことは、実際に消防団の皆さん方のご意見も踏まえた中で調整していくものでございますので、そのあたりは合併協議会では、そこまで踏み込まない

発言者	議題・発言内容
矢野委員	<p>でもよからうがということなんです。</p> <p>どうでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>今後の具体的な調整の中での、これ要望ですけど、分団の数、それから双海町には役場消防班がございまして、初期消火に大変お世話になっておりますけど、双海町は漁業の方が多いので、どうしても漁に出る間は出られないと。この消防班の活躍が非常に大きいものがございまして、これも再検討をお願いします。</p> <p>分団の数と、この役場消防班の処理について、具体的調整の中で再検討をぜひお願いします。</p>
中村議長	<p>要望事項はこれで結構だと思いますが、どうぞ。</p>
富岡委員	<p>今のに続いてですが、本当に私どもの地域でも、昼間沖行ったら留守が多うございますので、やはり役場の消防団ができたときに住民はどれほど安心感を抱いたかわかりません。これをなくするんじゃないくて、やはり継続していただきたいのと、私は住民代表で出させていただいておりますので、本当に双海町に3つの分団ができれば、あと調整ができるそうですが、そのときに3つの分団をつくっていただけるかどうか、ちょっと心配でございます。</p> <p>ここにこういう資料ができましたら、今まではこの資料どおりにいくんですね。結構いっています。だから、ここに双海町が2で、中山さん、伊予市が4となっておりますのが、後で調整をされるとおっしゃいましたけれども、もしかしたらこのままいくんではない</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>かなと、そういう不安がございます。</p> <p>ぜひこれは合併時とおっしゃらずに、双海もやはり中山と同格で3という、同格というちょっとごめんなさいね、3という数字に私はしていただきたいと思います。</p> <p>住民代表で出ておりますので、きょうはこれはちょっと譲らないで帰りたいと思います。</p>
中村議長	はい、どうぞ。高橋委員さん。
高橋委員	<p>ちょっと事務局にお願いするんですが、これは調整ということではっきり決まったことがないということなんです、数字を出すから誤解が起きるんですよ。だから、これからは必ずこうするんだというもの以外は統合して調整するとか、そういう表現にしていざしたら、これから調整するものだったら誤解を受けないんじゃないかなと。</p> <p>もちろんこれは今のままというのはなかなか難しいですから、統合できるのは統合しよう。これがやっぱり合併の方針ですからいいんですが、数字をはっきり出されると、これになってしまうなという誤解を受けますので、できれば、そういうふうな表現にしていざいただきたいなと思いますから、よろしくお願いします。</p>
中村議長	<p>決定ではございませんので、どうかこれらを一つのたたき台にして今後煮詰めていくという解釈で、とにかく誤解がないように、これから事務局は数字を出す場合にはよろしくお願い申し上げたいと思います。</p>

発言者	議題・発言内容
富岡委員	<p>富岡委員さん、そういうことでよろしいでしょうか。まだ、十分話し合っていくということで。</p> <p>何で私は住民代表で出てきているのだろうか。何で住民代表の声も通らなかったんだろうかと思いましたが、ちょっと私は地域の方に帰れないような気がします。</p> <p>これだけはちょっと譲れないと思います。住民の安全にかかわることですので、よろしく願いいたします。</p>
中村議長	<p>今のご意見は、これからの事務局に、要望として上がっておりますので、ぜひひとつ検討してもらいたいと思います。</p> <p>田中委員さん。</p>
田中委員	<p>中山町も同じなんですけど、組織の再編ということになりますので、やはりちょっと時間をかけた中で分団につきましてはご検討いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
中村議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>はい、どうぞ、事務局。</p>
久保次長	<p>先ほどの件なんですけれども、この協議に至った過程を分科会長の方からちょっと報告させていただきます。</p>
中村議長	<p>はい、どうぞ。</p>

発言者	議題・発言内容
<p>行政・消防分科会</p> <p>亀田会長</p>	<p>この組織に至った過程を説明いたします。</p> <p>まず、伊予市は現状維持といたしました。それで伊予市の分団の人員数が約100人前後となっております。それで、双海町、中山町につきましても分団人員を100名前後と再編したいと思ひまして、双海町につきましては旧の上灘町、それから下灘村、ちょうど半分に分けることができました。それで2分団となったわけでございます。</p> <p>それから、中山町につきましても、やはり人員的にも2分団としたかったわけですが、地形的に2分団に、半分にするところできませんでした。それでやむなく3分団となったわけでございます。</p> <p>それから双海町の役場消防班でございますが、役場消防班につきましては解散をいたしますけど、分団に残りますので、災害時は役場から出動ができます。そういったことでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>中村議長</p>	<p>いろいろ今日まで煮詰めてきた経緯がございますが、そういうような住民の要望があるということも踏まえまして、十分そこら辺を精査して決めてもらいたいなと思ひます。会長からの要望です。</p> <p>それでは、ここで皆さん方の確認をとりたいと思ひます。</p> <p>ご意見がございましたが、協議第20号につきましては、この防災関係確認をするということで皆さんご賛同いただけましょうか。</p> <p>はい、どうぞ、事務局。</p>
<p>久保次長</p>	<p>先ほどの件なんですけれども、この調整方針の確認をしていただ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>いて、今後、消防団等のご意見を踏まえて具体的に調整をさせていただくわけなんですけれども、その後、結果につきましては報告させていただいたらなというふうに思いますけれども、よろしゅうございましょうか。</p>
中村議長	はい、中嶋委員。
中嶋委員	<p>先ほど申し上げたことで尽きるんですが、また今のようなご見解が出たので重ねてで恐縮ですけど、こういうものが数字的に無視されて、それに基づいて確認されたとなったら、特にああいふ組織に対応する場合に、また決めてから相談しようじゃないかなとなってしまうんですよ。</p> <p>これは非常に小さいようなことですが、この順序を間違えると非常に難しくなってきます、こういう団体の対応は。そこら辺を間違えんようにしていただきたいと思います。</p>
中村議長	事務局。
久保次長	<p>中嶋委員さんの言うとおりでございますけれども、まず先ほども申しましたように大きな調整方針を確認していただいて、それから消防団のご意見を聞きながら、ここに組織図がございますけれども、これが変更の可能性もあり得るということでございますので、その結果、後日報告をさせていただいたらなというふうに思っております。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	はい、どうぞ。
総務部会	
岩岡会長	<p>双海の岩岡です。</p> <p>事前に十分に消防団の幹部の皆さん意見を聞いて、それから1市2町のすり合わせをやるというのが理想的ではあると思います。</p> <p>ただ、一定の方向、共通する方針というものがなければ、どういう形になるかわからないままに消防団の皆様に説明をしなければならないと、これが非常に難しい部分ではないかというふうに考えておるところでございます。</p> <p>一応事務的には、たたき台としてこういう格好のものをつくったわけですが、これが合併時には調整をした形で進まないといけないということになります。</p> <p>したがって、一度この基本、たたき台をもとにしにして、各消防の皆さんと協議をさせていただかないといけないのではないか。仮に別の数字を持ってきて決めておっても、これは改めてまた消防の皆さんと相談しなければならない。そういう別の数字がきても、それでええのかという保証は、この席ではなかなか難しいということで、変わり得るものだというご理解と、調整の段階で変われるということと、合併時には必ずきちとした形で了解を得られるような形でスタートしなければならないと、こういう形で私どもにも重い荷物を背負うことになるんですけれども、一応本日の会では調整案のとおりでご理解をいただいて、今後の私ども事務局の消防団に対する協議ということにさせていただきませんかでしょうか。よろしく願いいたしたいと思います。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	はい、どうぞ。
重松委員	<p>ご意見がありますように、消防についてはそれぞれの財産あるいは生命を守るという非常に重要な作業でございます。また、緊急性を要するものでございます。</p> <p>まず確認しておきますけれど、基本的に人員として852名の基本は変わらんということが第一の基本ですな。そのことは特に確認をしておきたいと思います。</p> <p>それと、現在、今後合併後においては4、2、3の分団ということにしておるようでございますが、このことについては、それぞれの常備消防あるいは非常消防、それぞれとよく相談していただいて、その分団が仮に減っても、あるいは班は変わらんのだと。そうした組織の末端まで網羅できるような方法をよく検討していただいて、いい成案を示していただきたらと思います。</p>
中村議長	はい、どうぞ。
亀井委員	<p>内容的には大したことじゃないんですが、伊予市・中山町・双海町合併協議会ということになっておるんですけども、この順番が双海町、中山町ということに、この表はなっているんですけども、何か意図があったのか。それともたまたまなったのか。</p> <p>別にこだわるわけじゃないんですが、今までこのパターンでいってましたので、ここで変えると、どっちが先だったかなと迷うこともあったりする。何か理由があるんなら仕方ないんですが。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	はい、事務局。
行政・消防分科会 亀田会長	<p>今の順番でございますが、ただ単に双海町の団員数が123名と多かったので、伊予市の次に一番多い団員数を最初に持ってきました。それがたまたま双海町となったわけでございます。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	<p>人口はもちろん双海町が多いんだから、それで順番はこういうふうになっているんだから間違えないようにしてください。上げ方をやね。これだったら分団の位置も変わるでしょう。5、6、7、8、9となっているから、5、6、7が中山町になり、8、9が双海になるというのが、これからの上げ方なんですよ。そこ辺含めて統一とってもらいたいと思いますが。</p> <p>皆さん、時間が大分経過したんですけれども、継続にしてはどうかというご意見もあるわけなんですけれども、こういう形で協議会で全部決めてしまうということがベターかどうか。協議会としてのいわゆる権限等も含めまして、今まで分科会、専門会でここまで進めてきている経緯もありまして、これから地域におろして皆さんと協議をしようということですから、ここは皆さん確認とれませんか。</p> <p>やっぱり継続すべきですか。</p> <p>私は協議会長として作業を進めるための方法としてお願いしているわけですが。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ちょっと休憩します。</p> <p>(休憩)</p> <p>それでは再開をいたします。</p> <p>いろいろ水面下でもお話を聞いたわけでございますけれども、この協議第20号につきましては、消防団との話し合いもまだ持っていない経過もございますので、今回はこの協議事項につきましては継続とさせてもらいたいと思いますので、よろざいましょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
中村議長	<p>それでは20号は継続とさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは続きまして、協議第8号、これは継続協議でございますが、議員定数及び任期の取扱いにつきましてを議題といたします。</p> <p>事務局、簡単に説明をしてください。</p>
坪内主任	<p>それでは、3ページをお開きください。</p> <p>これは5月13日開催の第2回合併協議会から継続協議となっている案件でございます、第3回目と第4回目の協議会におきまして3市町の議会で調整された案をそれぞれご報告いただきましたが、いずれも合併特例法に規定する特例措置、議員の在任特例及び定数特例は適用しない。新市の設置選挙に限り旧市町単位で選挙区を設ける。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>定数については伊予市、中山町の案は、伊予市が14人、中山町4人、双海町4人の計22人。双海町の案が伊予市12人、中山町4人、双海町4人の計20人という内容になっております。</p> <p>ここでご報告いただいた内容のうち共通する事項は、合併特例法に規定されております特例措置については適用しないということと、新市発足後の第1回目の選挙に限り旧市町単位で選挙区を設けるということでございます。また、議員定数につきましては、それぞれ出された案が違っておりますので、再度案を持ち寄って審議をするということございまして、継続協議になっております。</p> <p>以下、記以降の記述と4ページから9ページまでは前回と同じ内容の資料になっておりますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
中村議長	<p>その後のそれぞれの市町の動きがあるかと思いますが、それぞれ代表の方でご報告をいただけたらと思います。</p> <p>田中委員さん。</p>
田中委員	<p>法定定数の26名すべてを使うわけではありませんので、22名ということで、それぞれの地域の皆さんの意見を当初につきましては特に聞く必要があろうかと思いますが、中山につきましては変わっておりませんし、また、それぞれの人口格差も2倍以内ということになりますので、今までどおり定数22名、伊予市14名、中山4名、双海4名をお願いいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>双海町さん、お願いします。岡田委員さん。</p>
岡田（博）委員	<p>先日の会でも申し上げましたように、職員数も補充を減らすと、全体的に人員削減、経費の削減ということを新市もうたっておりますが、議会といたしましても率先垂範というのもありますし、20名で議会運営できないことはない、そう思っておりますので、従来どおり20名でお願いいたします。</p>
中村議長	<p>それでは伊予市の代表、日野委員さん。</p>
日野委員	<p>伊予市といたしましては、まず基本的な考え方は、選挙区ごとの定数は人口の格差を2倍までとすべきであるということ为先日の合併対策特別委員会を開催して再確認をいたしましたところでございます。</p> <p>また中山町、双海町さんも、新市においては議員数はそれぞれより4人ずつは欲しいというふうな以前から強い希望もございました。そういったことも配慮した中で、私どもは今まで主張しております定員22名、伊予市14名、中山、双海町さん4名、4名ということをお願いしたい、このように思います。</p> <p>なお、資料にあります6ページをごらんいただきたいと思います。が、人口比例配分でいきますと、例えば22名にいたしますと、伊予市が17名、中山町さん2名、双海町さん3名というふうになります。</p> <p>また、これを20名という線が双海町さんから出ておりますが、そういたしますと伊予市15名、中山町さん2名、双海町さん3名</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>というふうになります。</p> <p>しかし、人口比例配分だけではいかんであろうと。やはり中山町さん、双海町さんにも配慮すべきであらうというふうな観点から私もは次の7ページから8ページにございます均等配分と人口比例配分、これを多いに参考にいたしたいというふうに思っておるわけでございます。</p> <p>双海町さんが言われるように20名と、そして基本的な考え方、人口の格差を2倍までといたしますと、伊予市14名、中山町さん3名、双海町さん3名というふうになるわけでございます。</p> <p>いろいろな問題から検討いたしまして、やはり22名で、そして人口格差も1.92倍である伊予市14名、中山町4名、双海町さん4名というふうなことが一番ベターではないであらうかというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。</p> <p>それぞれ1市2町の代表の方から経過のご説明をいただきましたが、内容は変わってないわけですが、ここで休憩をとりたいと思います。</p> <p>もし話し合いができるようでしたら、若干時間をとりたいと思いますので、暫時休憩をいたします。</p> <p style="text-align: center;">(休 憩)</p> <p>ご協議がまとまったようですので、再開をいたしたいと思えます。</p>
中村議長	

発言者	議題・発言内容
日野委員	<p>先ほど別室において1市2町の代表の皆さん方で定数のすり合わせについてご協議をいただきました。その統一がとれたようでしたら報告願いたいと思います。</p> <p>日野委員さん。</p> <p>大変お待たせをいたしました。</p> <p>ただいま別室によりまして私ども慎重審議をいたしました。その結果をご報告申し上げたいと思います。</p> <p>双海町さんが大局的な見地から見て、この問題をいつまでも続けていくということは、市民、町民に対しても誠に申しわけないことであるという寛大な見地から、私どもの案にご賛同をいただいたわけでございます。</p> <p>内容はさっき申し上げましたように伊予市14名、中山町さん4名、双海町さん4名、そして今後、一致協力して新しい、素晴らしい市を築いていこうじゃないかというまことにありがたいご発言をいただいたところでございます。</p> <p>以上、ご報告を申し上げます。</p>
中村議長	<p>それでは、調整案を確認しておきたいと思います。</p> <p>まず1つには特例法の在任及び定数特例を適用しないということ。</p> <p>2つ目には新市の議員定数は22人とするということ。</p> <p>3つ目は設置選挙において選挙区を市町ごとに設け、各選挙区の定数を伊予市14、中山町4、双海町4人とするということでご異議ございませんか。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議がないようでございますので、そのように全員一致で確認させていただきました。</p> <p>会議資料の３ページの枠の中に人数が空欄となっておりますので、ここに確認された調整案をご記入いただきたいと思います。</p> <p>次に、その他の議題になりますが、第６回協議会の日程について、事務局、説明を求めます。</p>
和田局長	<p>会議資料の１０ページをごらんいただいたらと思います。</p> <p>次回の会議は７月２２日木曜日の午前９時３０分からということをお願いしたらと考えております。場所は伊予市ということでございます。また、資料等調整でき次第ご案内をさせていただきますと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
中村議長	<p>それでは皆さん方、よろしくお願い申し上げたいと思います。</p> <p>本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>会議録署名委員の皆さんには、会議録が調製できた段階でご連絡をいたしますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。</p> <p>委員の皆さん方、大変ご協力ありがとうございました。これで議長の職を解かせていただきます。</p> <p>お世話になりました。ありがとうございました。</p>
坪内主任	<p>これをもちまして、第５回の会議を終了いたします。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>皆様、ご起立をお願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ありがとうございました。</p>

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 16 年 8 月 12 日

会議録署名委員

富岡喜久子

会議録署名委員

上岡幸子